専門医等認定制度施行細則の改正について

過日開催されました指導医・専門医制度委員会および理事会の承認を得て、専門医等認定制度施行 細則が下記のとおり改正されました。

救急科専門医指定施設認定条件の改正

専門医等認定制度施行細則第3章 専門医指定施設の認定

(現行)

- 第 11 条 専門医指定施設は,規則第 4 章第 6 条に定める以外に,原則として次の各項の条件を 備えていなければならない。
 - 1. 救急部門があること。
 - 2. 各種の救急患者を診療していること。
 - 3. 救急車で搬送される救急患者を充分数受け入れていること。
 - 4. 院外心肺停止(CPA)患者を充分数受け入れていること。
 - 5. 日本救急医学会専門医が 2 名以上常勤医として勤務していること。
 - 6.専門医の修練に適した設備が完備されていること。 ただし、専門医指定施設の新規申請に限り、第5項の規定にしばられずに、日本救 急医学会専門医が1名でも申請することができる。



(改正後)

- 第 11 条 専門医指定施設は,規則第 4 章第 6 条に定める以外に,原則として次の各項の条件を 備えていなければならない。
 - 1.救急部門があること。
 - 2. 各種の救急患者を診療していること。
 - 3. 救急車で搬送される救急患者を充分数受け入れていること。
 - 4. 院外心肺停止 (CPA) 患者を充分数受け入れていること。
 - 5. 救急科専門医が 2 名以上常勤医として勤務していること。
 - 6.専門医の修練に適した設備が完備されていること。
 - 7. 救急部門の専任医がいること。
 - 8. 学会活動等救急医療に関する業績が充分あること。

ただし,専門医指定施設の<mark>初回</mark>新規申請に限り,第5項の規定にしばられずに, **救急科**専門医が1名でも申請することができる。

改正点

認定条件として7項・8項を追記

の項の文中に「初回」と追記し、<u>初回新規申請時のみ</u>救急科専門医が1名でも申請可能とする 用語の統一を図るため、「日本救急医学会専門医」を「救急科専門医」に改める

専門医等認定制度業績目録の改正

専門医更新に必要な業績目録

(現行)

3.司会・座長

日本救急医学会総会50 点日本臨床救急医学会総会35 点日本救急医学会地方会20 点日本医学会総会及び救急医学に関連する日本医学会分科会*110 点(地方会は除く)10 点その他の救急医学に関連する学会・研究会*2(地方会は除く)5 点日本救急医学会主催・共催のセミナーまたは講演会主催:30 点



(改正後)

3.司会・座長・指定討論者等

日本救急医学会総会	50 点
日本臨床救急医学会総会	35 点
日本救急医学会地方会	20 点
日本医学会総会及び救急医学に関連する日本医学会分科会*1	
(地方会は除く)	10 点
その他の救急医学に関連する学会・研究会*2(地方会は除く)	5 点
日本救急医学会主催・共催のセミナーまたは講演会	主催:30 点

改正点

コメンテータやディスカッサー等の実績を考慮するため、「3.司会・座長」に「指定討論者等」を追記